

PCBが使用された古い溶接機をお持ちではありませんか？

(事業者の皆様へのお願い)

溶接機に内蔵されたコンデンサーに**PCB(有害物質)**が**使用**されている**可能性**があります。
お持ちの**溶接機**をご**確認**いただき、**PCBが使用**されている場合、**期限までに処分**を！

PCBが使用された可能性のある溶接機

- **昭和55(1980)年までに製造**された溶接機
⇒ **高濃度 PCB** の可能性あり
- **平成3(1991)年までに製造**された溶接機
⇒ **低濃度 PCB** の可能性あり



溶接機



溶接機から取り出したコンデンサー

PCB使用の有無の確認

- ① 溶接機の銘板に記載の製造年・メーカー・機器名・型式等を確認
- ② 銘板情報をもとに日本溶接協会(JWES)のホームページで確認
またはメーカーに問い合わせ
- ③ ②でPCB使用の有無を特定できない場合 ⇒ コンデンサー内の油のPCB濃度測定



日本溶接協会
(JWES)
ホームページ

PCB 濃度	不含有 (0.5mg/kg 以下)	低濃度 PCB (0.5 mg/kg 超 5,000 mg/kg 以下)	高濃度 PCB (5,000mg/kg 超)
--------	----------------------	--	---------------------------

- ※ 銘板情報から高濃度PCBに該当しないことが明らかなものについては、低濃度PCBとみなして処分することが可能
- ※ コンデンサー内の絶縁油の採取のために穿孔すると、コンデンサーが使用できなくなるので注意

PCBが使用された溶接機を発見した場合

- ① PCB特別措置法に基づく**届出**
各地域県民局環境管理部、青森市(廃棄物対策課)または八戸市(環境保全課)に提出
- ② PCB廃棄物の**処分**
PCBの濃度区分に応じて、処分期限までに所定の処理施設に委託処分

PCB廃棄物の処分期限

区分	処分期限	処理施設
高濃度(コンデンサーの重さ 3 kg以上)	令和4(2022)年3月31日	中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO) 北海道 PCB 処理事業所
高濃度(コンデンサーの重さ 3 kg未満)	令和5(2023)年3月31日	
低濃度	令和9(2027)年3月31日	無害化処理認定施設(環境大臣認定)等

※ 期限までに処分しなかった場合、改善命令の対象(違反した場合罰則あり)

お問い合わせ先

青森県 環境生活部 環境保全課	017-734-9584	
東青地域県民局環境管理部	017-734-9185	【東津軽郡、上北郡(野辺地町・横浜町・六ヶ所村)】
中南地域県民局環境管理部	0172-31-1900	【弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西・中・南・北津軽郡】
三八地域県民局環境管理部	0178-27-5111(代)	【十和田市、三沢市、上北郡(七戸町・六戸町・東北町・おいらせ町)、三戸郡】
下北地域県民局環境管理部	0175-33-1900	【むつ市、下北郡】
青森市 環境部 廃棄物対策課	017-718-1086	【青森市】
八戸市 環境部 環境保全課	0178-51-6195	【八戸市】